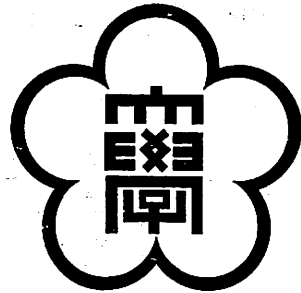


津市立三重短期大学
開学 60 周年

記念誌
記念論文集



三重短期大学

開学 60 周年記念誌に寄せて

学長 東福寺 一郎

本学が昭和 27 (1952) 年に創立されてから 60 年が経過しました。創立時は、日本が戦後の混乱から少しずつ立ち直り、経済成長へと転じつつあるところでしたが、津市では「戦後の復興は学校から」と考え、勤労青年や女性に高等教育の機会を提供する場として、三重短期大学を開学したのでした。10 年を一昔とするならば、それはずっと昔の出来事になりますが、建学の精神は今なお大切に受け継がれております。

しかし、日本全体を見渡したときに、大学や短大という高等教育機関を取り巻く状況は、とりわけこの十数年で大きく変わったということが出来ます。年少人口が増え続けていたときには、それに合わせて高等教育機関もその数を増やしていきました。しかし、平成 4 (1992) 年にピークを迎えた 18 歳人口が減少に転じたことに伴い、高等教育機関の中で生き残りをかけた熾烈な競争が繰り広げられることになったのです。

また、先の 50 周年から今日を迎える 10 年間に眺めても、9.11 後の緊迫した世界情勢、リーマンショックに端を発する経済不況、そしてわが国においては昨年見舞われた未曾有の大震災、と社会を根底から揺るがすような出来事が起こりました。それらに伴い、社会のあり様も、私たちの価値観や考え方も大きく変わってきたと申せましょう。

こうした社会情勢の変化は、大学・短大における教育や研究内容にも影響を与えてきました。社会的要請に応じて研究し、その成果を学生や社会に還元していくことは高等教育機関としての責務です。しかし同時に、社会が変わろうとも動かすことのできない学問的真理を固守し、それを教え伝え続けることも私たちの使命であります。大学間競争が激化する中で、こうした高等教育機関としてのアイデンティティを失うことなく、各大学・短大が、時に連携しながら、その存在価値を高めていくことがこれからは大切なのだと思います。

本誌は、このような社会背景の中で本学が辿った 10 年の歩みを示すとともに、各教員が真摯に教育や研究活動に取り組んできた成果の一端をお示しするものです。これから先、開学 70 周年を迎えるまでの間に、本学を取り巻く情勢がどのように移り変わっていくのか予断を許しませんが、建学の精神と大学としての使命を忘れることなく、地域の中で輝きを放ち続ける存在でありたいと願う次第です。

目次

【論説】

チェンマイ・イニシアティブのマルチ化について

石原 洋介…………… 27

新しい在留管理制度と「外国人住民」

楠本 孝…………… 45

『現代水滸伝』作者考 —未完の匿名小説—

竹添 敦子…………… 65

法人課税のはじまりと会計制度 —明治後期から大正初期の課税訴訟を通じて—

田中 里美…………… 95

親の学校教育参加の現状と課題

—学校評議員制度および学校運営協議会制度を素材として—

藤枝 律子…………… 107

“eccentricity”の構築—キーツのメランコリー

村井 美代子…………… 117

「伊勢暴動」の成立 —東海大一揆呼称をめぐるポリフォニー—

茂木 陽一…………… 147

三重県の実家庭における正月の行事食

飯田 津喜美、磯部 由香、平島 円、乾 陽子、梅澤 眞樹子、

久保 さつき、鷺見 裕子、成田 美代、萩原 範子、水谷 令子…………… 175

フランクルの時間論についての一考察

—過去・現在・未来のそれぞれと「意味」との連関—

今井 伸和…………… 185

蛋白リン酸化酵素PASK研究最近の進歩 —細胞骨格と電解質輸送・血圧の制御—

宇城 啓至…………… 195

【資料】

短期大学生の男女共同参画意識 (IV) —昼間部全学生を対象に—

東福寺 一郎…………… 199

【研究ノート】

「リリース禁止」をめぐる論理と倫理 —秋月岩魚氏のバス釣り批判を読む—

南 有哲…………… 209

【書評】

長谷川貞之著『担保権信託の法理

—いわゆるセキュリティ・トラストの基本構造と運用—』

富田 仁…………… 229

【研究ノート】

「リリース禁止」をめぐる論理と倫理

——秋月岩魚氏のバス釣り批判を読む——

南 有哲

はじめに

外来生物の侵入・導入による生態系の改変を「生物多様性を脅かす重大な環境破壊」と捉え、環境問題の一つとして位置付け適切な対策を講ずるべきだとの認識が広がりつつあるが、そういったなかで急速に注目を集めつつあるのが外来魚、なかんずくブラックバス（以下「バス」と略称）の問題である。この魚がアメリカから日本国内に導入されたのは比較的新しく、導入当初はごく限定された水域にのみ存在していたようであるが、その後急速に分布域を拡大し、今や国内全都道府県においてその生息が確認されるに到った⁽¹⁾。活性の高い魚食魚であることから生態系への重大な影響と内水面漁業への被害が指摘される一方、ルアーを用いた新しいゲームフィッシュの対象魚として広く人気を博し、「バス釣り」なる釣りジャンルおよびそれに関連する業界を確立するに到ったことから、その存在の可否をめぐる先鋭な意見の対立が招来されており、そのことがバスなる魚を環境問題における一焦点に据えたものと考えられる。

最近では内水面漁業や環境保護運動の関係者を中心に、バスの積極的な駆除を実践するとともに行政に対して適切な施策を求める動きが活発化しているが、そういったなかで2002年10月、滋賀県議会が「琵琶湖におけるレジャー活動として魚類を採捕する者は、外来魚（ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類をいう）を採捕したときには、これを琵琶湖に放流してはならない」といういわゆる「リリース禁止条項」を含む「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年条例第52号）を可決した。外来魚駆除を推進する側はこれを画期的な英断であると支持称賛したが、一方で「釣り人の自由を冒すもの」「憲法違反」として強く反発する声もあがり、条例可決の二日後にはタレントの清水國明氏らが天津地方裁判所に「オオクチバス再放流禁止義務不存在確認等」を求める訴訟を起こすに到って、事態は法廷闘争へ発展していった。

本稿の課題は、「バスの完全駆除」のみならず「バス釣り禁止」論を唱え、「リリース禁止」を強く主張してきた秋月岩魚氏の所説をその著作に沿って検討し、「釣り人の自由」の制限も辞さないその主張の背景をなす論理と倫理について考察することである。

1 「バス釣り」とはいかなるものか——秋月氏の見解について

写真家の秋月岩魚氏は、ブラックバスやブルーギルといった外来魚の完全駆除を求める運動における一つの中心的存在である。氏の著作『ブラックバスがメダカを食う』（増補・改定版、宝島社、2001年。以後、著作1と略称）は問題提起の書として世論に大きな影響を与えたとされるが、氏はさらに今年になって続編にあたる著作『警告！ますます広がるブラックバス汚染』（半沢裕子氏と

の共著、宝島社、2003年。以後、著作2と略称)を出版し、前著を補完しつつその主張を更に強力に展開している。

今からでもいいから、一刻も早く「バス完全駆除、バス釣り禁止」をハッキリさせ、それにそって各種法整備やシステム作りを始めてほしい。(著作2、238頁)

私見によれば氏の主張する全内容はこの一文に集約されるが、その意味するところは極めて明快である。「完全駆除」・「釣り禁止」・「法整備 (=法的規制)」といったハッキリした言説はバサー(バス釣りを趣味とする人)やバス駆除反対派の強烈な反発を引き起こしており、甚だしくは脅迫状まで送られるという事態にまで発展している⁽²⁾。

ところで、あらゆる釣りと同様にバス釣りなる行為は直接的には「『バスという魚』を『道具』によって『人間』が釣る」として現れる。本稿においてはまずバス釣りの何たるかについての秋月氏の主張を、それを構成する三つの要素(①行為の対象としての「バス」、②行為の媒体としての「道具」、③行為の主体としての「バサー」)に即して整理することにする。

(1) 「バスという魚」をめぐる

およそ釣りを行う者にとっては自明のことであるが、「釣り」なる行為は対象となる魚がいなければ意味を持たないのであり、したがってバス釣りについても対象魚たるバスの存在をその前提とする。いうまでもなくバス釣りはバスの原産地たる北米において開始されたわけであるが、ことが「日本におけるバス釣り」をめぐる議論である以上「日本におけるバスの存在」が浮上してこざるをえない。私見によれば、この問題についての秋月氏の見地は二つの命題として総括される。

1) バスは日本に存在してはならない魚である。

長い時間をかけて作られた生態系に属するすべての生き物が、世代交代によって生き続けていく。そういう自然が守られてこそ、私たち人間は癒されることもできるし、その一員として生き続けていくこともできる。だから、日本の自然に、北米の生態系の一員であるブラックバスは不要なのである。不要どころか有害であり、生息してはいけないのだ。(著作1、29頁)

第一の命題はこのようにストレートに表現されているが、さらにバスが「不要どころか有害」である理由について次のように述べる。

バス問題の第一のポイントを「魚を使った環境破壊」だとしたが、それを可能にするほど、バスという魚そのものが日本の淡水生態系の中ではケタはずれに強いのである。攻撃的で動きはすばやく、小魚から昆虫まで動きのある小動物なら何でも食べる悪食の肉食性大食漢。狡猾で学習能力も高いうえ、日本にはバスの天敵となるような魚はほとんどいないし、おまけに、生れた卵や仔魚を親が守る性質も持っているから、次の世代の生存率もいたって高い。「水」さえあれば繁殖しないはずがないのだ。(著作1、41-42頁)

すなわちバスは単なる外部生態系からの侵入種であるというのみならず、在来生態系のバランスを破壊しかねない危険な生物種であり、したがって「不要どころか有害」⁽³⁾すなわち日本には決して存

在してはならない魚であるとの評価が下されることになる。

2) 日本に存在するはずのないバスが、全国に遍在している。

日本にいないはずの魚、空を飛んでは来られない魚が、日本全国の内水面にいる状態、それは自然ではない。明らかに不自然なのである。(著作1、31頁)

日本ならぬ北米の淡水生態系において「狡猾」で「食欲」な肉食魚として進化し、そうであるがゆえに日本の在来生態系に破滅的な影響を及ぼすであろうブラックバスが、気が付けば全国の内水面に遍在しているという状態の「不自然さ」すなわち人為性を、秋月氏は上記のように表現する。だとすれば、「空を飛んでは来られない」バスを日本の内水面に導入したのは誰であり、そこにいかなる過程が介在しているのかを問題にせざるをえないが、秋月氏は70年代以降のバスの分布域の急速な拡大に着目し、これが「しかるべき機関に何の許可を得ることもなく行われた密放流」によるものだと指摘する。さらに氏はこれを「犯罪」と規定するが(著作1、26頁) そのように断じる理由を二点あげている。

1) 違法性

淡水魚の移殖や放流を取り締まる国家レベルの強い法律は存在せず県レベルの漁業調整規則しか存在しなかったこと、またその規則も内容や罰則が県によってまちまちで周知徹底もされていなかったという状況において、県によっては密放流を違法と言い切るのは難しいとしつつも、ブラックバス問題を契機に規則を改正しバスやブルーギルの密放流を禁じる県が急増したことをあげ、

今日では、バスの密放流は明らかに犯罪、違法行為として位置付けられる。(著作1、63-65頁)

2) 所有権の侵害

第二に、たとえ規則で禁止されていない場所であっても、他人が所有する場所に自分の好きな魚を無断で放流するというのは、所有権の侵害にも当たると考えられるためだ。…(中略)…湖も川も、国、自治体、個人など、日本ではいろいろ、それぞれの所有者が決まっている。そこに何の断りもなく魚を放流するなど、許されるはずがない。(著作1、65-66頁)

かくして氏は密放流が犯罪であると主張するわけであるが、別の個所ではさらに次のように述べている。

湖沼河川は名目上、国や自治体や個人の所有になっているが、基本的には日本国民全体の共有財産である。当然そこに棲む魚も国民の共有財産ということになる。ごく一部の人たちが自分の都合で好きな魚を放流し、湖沼河川の生態系を変えてしまうなど、どう考えても許されない。…(中略)…まさに、一部の人々によって、日本の自然は外国の自然に平然と変えられたのだ。そして、それがきちんと検証もされず、水産業界以外では大した批判にもさらされなかったために、いわば「(好きな魚を)入れたもの勝ち」の空気が出来上がってしまった。特定の人たちが「なし崩し的に湖沼河川を私物化する」道筋が確立されてしまった。(著作1、23頁)

こうしてみると、秋月氏が密放流を「犯罪」と断じる際の本意は、「国民全体の財産」としての自然および生態系が一部の人間によって勝手に破壊されたことへの批判にあるものと考えられる。すなわち氏においては、この本質が違法性や所有権というよりも「公共性の蹂躪」の問題として捉えられていると考えるべきであろう。⁽⁴⁾

(2) 「道具」をめぐって

バス釣りの道具というと、短く操作性に優れたロッドに加えてリール・ライン・ルアーさらにはタックルボックス（ルアー用の道具箱）といったものが直ちに想起されるが、こういった品々はバス釣りブームが到来するまでの日本の釣りにおいては基本的に馴染みの薄いものであった⁽⁵⁾。これが小型モーターボートに専用のトレーラー、さらには魚群探知機にフローター（胴長靴付きの浮輪で、これを「履く」ことによって腰から上を直立させた姿勢で水面上に浮くことができる）等々に到っては、そのような物を要するスタイルの釣りは少なくとも湖沼河川においては従来皆無に近かったわけで、こういった道具はまさにバス釣りを目的として導入されたものだと断じることができる。したがってバスブームの到来は釣り道具一般というよりも「バス釣りのための」道具類の需要を著しく喚起することになったのである。

さらに「道具」を上述のような狭義の道具類に限定せず、釣りの対象たるバスと釣りの主体たる人間とを媒介するものの総体として把握すると、バスショップ（バス専門の釣具店）にバサー目当ての宿泊所やマリーナといった施設およびそこでのサービス、さらには釣り関連メディアやイベントといったバス釣りのサポートを目的とするものが包含されることになるが、今日の日本においてはこれらの大半は企業によって商品として供給され、釣りは消費者として購入するという関係が成立している。したがって、バス釣りを「道具」の側面から捉えるということは、それらの提供を通じて資本蓄積を進める諸企業、およびこれと関係する団体や諸個人の総体すなわち「バス釣り業界」をも俎上に載せることになる。⁽⁶⁾

ところで先述のようにバス釣りは対象魚としてのバスの存在を不可欠の前提とするわけであるから、日本のバス釣り業界もその存立の前提として日本国内におけるバスの存在を必要とすることになり、しかもその存在はまとまった「業界」を存立させるに足るだけの規模（分布の広さと生息密度の高さ）を備えたものでなければならない。かかる条件は「そこらじゅうにバスが居る状態」によって満たされているわけであるが、先にも述べたように「もともと日本にいない／いてはならない」魚であるバスの遍在をつくりだしたのもこそ「犯罪」としての密放流に他ならない。したがってバス釣り業界なるものの存立自体が犯罪行為の上に存立するという評価が下されるわけであるが、さらに秋月氏は密放流そのものが業界関係者によってなされた可能性が高いと主張する。

さらに踏み込んで言えば、私自身は、密放流そのものが、日本におけるバス釣りの「将来性」を見込んだ何者かによって意図的に行われたと確信している。つまり、密放流の犯人は、バス釣り業界かその周辺にひそんでいると思われるのである。…（中略）…バスの場合に注目したいのは、バスという魚が広範囲に生息する状況がなければ、業界そのものが存在しない点だ。…（中略）…逆に言うと、バスが広範囲に生息する状況が出来上がったからこそ、バス釣り人がここまで増え、関連商品の売上げが伸びたのだ。…（中略）…バスが広がった期間と範囲を考えると、個人の密放流だけでこうした事態になったとは考えにくい。さらに、後で引用するが、繁殖を見込んでバスを密放流する場合、かなりの技術と装備、そしてバスに対する知識を必要とする。とても、一般の釣り人や子どもが手がけたとは思えな

い。つまり、そこには「絶対にバスを増やす」という強い意図とノウハウが必要だったわけで、やはり業界かその周辺に属する何者かが手がけた可能性が、きわめて強いと思わざるをえないのである。(著作1、121-122頁)

ただし、バスがじりじりと拡散しはじめた70年代の初頭は、必ずしもバス釣り業界の確立を目指して密放流が行われたわけではなかったようだ。正確に言えば、まず、純粋にバス釣りのフィールドを広げたかった一部の釣りファンや組織が、ブラックバスを主要な川や湖に密放流した。これによってある程度フィールドが確保できたと踏んだ人々や組織が商業主義的なトーナメントを日本に導入。バス釣り人口も急増し、さらに多くのバス釣りのフィールドが必要となって、密放流がじゅうたん爆撃的に進んだ……。というのが真相ではないかと思う。(著作1、128頁)

このように70年代後半以降のバスプロ組織の結成と、これに続く80年代のプロ・トーナメントの開始が90年代の空前のバス釣りブームを準備していった過程について触れ、こういったことは「日本にはいるはずのない魚を釣るプロがいて、釣るワザを競うトーナメントが開かれ、釣るための道具が売られている」「空中に楼阁を建てるような話」(著作①、127頁)で、「『なぜか日本じゅうにいるバス』という共通の約束事の上に、すべては成り立っている」(著作①、128頁)と指摘する。^⑦

さらに秋月氏は、業界が密放流に関与していなかったとしても、密放流なる犯罪的行為の上に業界の繁栄があることそのものが問題であり、そういった構造が密放流の広がり加速したと指弾する。

また百歩譲って、バス釣り業界が「なぜか増えていくバスの湖」をたんに利用しているだけだったとしても、そうした湖そのものが密放流という犯罪によって作られていることを考えれば、「私たちは密放流とは無関係です」と知らぬ顔をすることはできないと思う。しかも、バス業界が繁栄を続けているために、今なおさらなる密放流がくり返されている。そして、この構造が結果的に黙認されてきたために、同じようなことが今後もくり返される可能性はきわめて大きいのである。(著作1、27-28頁)

(3) 「バサー」をめぐって

単に「バスを釣る人」と言えば当然トーナメンターらバスプロや広告塔的著名人も含まれるわけであるが、これらの人たちについてはバス釣り振興のための「装置」(著作1、123頁)の、したがって上述の「道具」の構成要素として理解することが適当であろう。したがってここでの「釣り人」とは、バス釣り業界の提供する「道具」を購入し消費する一般のバサーのことを指すことになる。

ところで多少とも釣りというものをたしなむ眼から見れば、「バス釣り」と「バスという魚を釣ること」とが決して同義ではないことは瞭然である。「バス釣り」なるものは独自のスタイル^⑧を備えているのであって、大きく言って以下の二つにまとめられる。

- ① その釣法がルアーフィッシングに限定されていること。
- ② 釣り上げたバスを獲物として確保することなく水に戻すこと。

実際、指南書の類で「バスが良く釣れるエサ」や「バスのおいしい食べ方」について頁を割いているようなものは極めて稀であり^⑨、また管見の限りでは釣具店にバスの写真はあっても魚拓が飾ってあることはないことから見ても、上記の二項目がバス釣りの一般的な属性となっていると考えても問題はないと思われる。したがってバサーなる人々はルアーによる釣りにこだわるのと同時に、釣

ったバスを水に戻す「キャッチ・アンド・リリース」(catch and release、以後 C&R と略称) を自らのスタイルとするわけであるが、「魚を殺さない自然に優しい行為」としてその精神性や哲学性が強調される C&R が本当にそのような理念から出てきたものなのかどうか、秋月氏は疑念を表明する。

密放流でフィールドがネズミ算的に増えたとはいえ、害魚論などに常におびやかされてきたバス釣り業界によって、「バス湖」として定着したフィールドを守れるかどうかは死活問題だ。しかし増えつづけるバス釣り人口はバスへのフィッシング・プレッシャーをぎりぎりまで高め、せつかくバスが繁殖したのに数年後には釣れなくなったり、バスが小型化することはあとをたたない。

といて、密放流に対する取締りが厳しくなるなかで、違法な密放流による増殖も難しくなっている。つまり、バスという資源を維持するためには、キャッチ&リリースを徹底することが絶対に必要なのだ。経済効率から考えても、バスが一回でもち去られてしまうより、死ぬまで何回も釣ってもらったほうが、ゲームのコマとしては活用度が高い。バス釣り業界の人自身、それは認めている。…(中略)…

キャッチ&リリースがここまで徹底された背景には、間違いなく「少ないバス資源を守る」という現実主義があったといえるだろう。そのために、日本ではキャッチ&リリースの精神面が、過剰に徹底された可能性が高いのではないか。たとえば、本場アメリカでさえ、もともとバスは食べるために釣る魚だったのだ。(著作1、173-174頁)

すなわち秋月氏は、C&R なる行為は第一義的にはバス業界の現実的利益に奉仕するためのもの⁽¹⁰⁾ であり、「自然に優しいから」というのはバサーたちの間にそれを徹底させるためのイデオロギー的外皮であると主張するのであるが、他方で氏はバサーの側にも C&R を受容する条件があったことを指摘する。

バスを食べずにリリースするといっても、食べたいのをがまんしてリリースするわけではない。何より、そういう決まりで日本に入ってきたから、守っているのだろうが、実はバス釣り人たちは食べたくもないし、食べるためにもち帰ることもしたくないのだと思う。魚を釣って食べるということは、生臭いクーラーボックスをもち帰り、手や台所を血や内臓で汚しながら処理する過程を伴う。ところが、キャッチ&リリースなら、自分の手も台所も車内も汚す必要はないし、目的地の「バス湖」で遊びのすべての過程は終了する。

つまり、日本におけるバス釣りは、(意図したものかどうかは別として) 生き物につきものの暗い面、汚い面をできるだけ希薄にして作りあげられた、非常にバーチャルな釣りだと思うのだ。「バス釣り人は魚をいじくりたくない」と書いたが、もしかしたら話は逆で、魚をすでにいじくれない世代が増えたために、バーチャルなバス釣りが人気を博した、といえるかもしれない。ルアーという疑似鉤を使う点も、そんな「バーチャル性」を強めている。汚くて気持ちの悪い生きエサをつかわなくていいからである。(著作1、177-178頁)

2 「リリース禁止」をめぐる応酬

(1) リリース禁止の必要性

「魚を使った大規模な環境破壊」(著作1、25頁) たるバス問題へ対処するために、新たな密放流を監視し阻止することと並んで、「すでに遍在してしまったバス」を駆除する取り組みが行政や漁協および有志の手によって進められつつあるが、そういった努力を補完するべく位置付けられるのが「外来魚のリリース禁止」、すなわち「釣れた外来魚(ブルーギルやブラックバスなど)の再放流

（再び水中に戻すこと）を禁止する」という施策である。これまで資源保護の観点から釣れた魚をサイズや種類に応じてリリースを義務づけることはあっても禁止を義務づけることはなかったのであるが、秋月氏はそのような措置をとることの必要性について以下のように述べている。

直接的には、バスを減らすための方法として採択された。一匹でも二匹でもバスを駆除したい側にすれば、釣れてしまったバスは食べるなり殺すなり自分で処分してほしい。人気のフィールドとなると年間のべ何十万人のバス釣り人が押し寄せるから、彼らが一匹ずつ釣ったとしても、バスの成魚は何十万匹も減る計算になる。しかも、大きなものでは六十センチにも達する魚である。たとえ一匹でも十匹でも、その駆除効果はかなり大きい。

ところが、バス釣り人は釣ったバスを必ず水に戻してしまう。バス釣りがキャッチ&リリースという釣り作法を、「魚を殺さないため、自然に優しく気高い行為」とほとんど神聖化しているためだ。…（中略）…だから、リリースを公的な形でわざわざ禁止しなければならなかったということだ。

理由はもうひとつある。漁業調整規則で密放流が禁止され、地元が必死の努力を続けている魚を、釣り人が捕獲しておきながら再「放流」してしまうのは、道義的にいかなものかということだ。（著作2、42-43頁）

ところが秋月氏は「リリース禁止」の真の狙いについてこうも述べている。

それじゃリリース禁止は何の効果もないかということ、まさにバス釣り人に対する心理的な圧力がかなり大きい。これはいわば、踏み絵なのである。リリース禁止にしたがって釣ったバスを処分すれば、神聖化しているオキテを踏みこじることになる。バスという魚の駆除にも、間接的に協力することになる。つまり、「日本ではバス釣りは望ましくない遊び」という暗黙の批判を受け入れ、自分もまたバス釣りの規模縮小に力を貸すことになる。

一方、絶対にリリースを貫きたいバス釣り人ならば、当然、そんな場所は避けなければならない。というわけで、狂信的なバス釣り人は減り、その場所のバス釣りフィールドとしての価値は下落し、結果としてやっぱりバス釣りの規模縮小に力を貸すことになる。

…（中略）…「バス釣りそのものを禁止するに等しい」と反発の声があがったが、私はこれを聞いたびつい苦笑した。まさにそのとおり。リリース禁止とは、「この場所にはバスがいてほしくない＝バス釣りはあってほしくない」という意思表示にほかならないからだ。…（中略）…

だが、それ以上に大きいのは、その場所をバス釣りフィールドにする気持ちが地元にもまったくないことがハッキリする点だ。いくらバスを密放流したところで、バスは駆除されてしまうし、釣ったらキャッチ&リリースも禁止。つまり、その県でのバス釣りは必ず尻すぼみ、ということなら、わざわざ密放流してバス釣りフィールドを作る意味がなくなってしまう。つまり、リリース禁止にはなかなかとまらない密放流をとめる効果が、期待できるのだ。

そう考えると、バスの個体数があまり減らないことは、とりあえず大きな問題ではないことがわかるだろう。バス釣り人が駆除に協力してくれなくても、現場は駆除を続けている。その状態で密放流がとまれば、将来的に完全駆除ができる可能性もあるのだ。（著作2、45-46頁）

このように、秋月氏は、リリース禁止をバスの生息数を減少させる手段というよりも、バサーと密放流者に対して圧力をかける武器として位置付けているのである。

(2) 「リリース禁止」反対派の主張

「リリース禁止」の真意がバサーへの圧力を目的としていればこそ、これに対するバサーやバス釣り擁護派の激しい反発は不可避であり、本稿冒頭に述べたように「リリース禁止」条項を含む条例を制定した滋賀県に対して清水國明氏らによる訴訟が提起されている。清水氏の著書である『釣戦記』（つり人社、2003年）には清水氏の文章や氏が主宰する「リリ禁ネット」に寄せられたメールと並んで、裁判の訴状および原告二名（清水氏および浅井大和氏）による「意見書」ならびに萱間修氏による「解説」が付されており、「リリース禁止」に反対する意見をまとめた形で見ることができるが、その主たる内容は以下のように総括される。

- 1) 被告の立場は「外来魚＝悪」「在来魚＝善」なる善玉悪玉論を自然界に持ち込むものであるとともに「バスが在来魚を食い尽くす」式の単純な食物連鎖論に立っており、科学的妥当性に欠ける。
- 2) 琵琶湖の在来魚の減少の主たる原因は湖岸の乱開発や水質汚濁等による生息環境の悪化や産卵場所の減少、漁業者による乱獲や外来魚捕獲事業の巻き添えであると見られ、バスの食害が主原因であることの確たる根拠は存在しない。したがって在来魚減少の主たる責任は県当局や漁業者が負うべきであるにもかかわらず、釣り人にその責任を被せて狙い撃ちにするのは不当である。⁽¹⁾
- 3) 釣られたバスのうち少なからぬものがリリースされた後死亡してしまう。したがって琵琶湖でのバス釣りそのものを減少させる「リリース禁止」条例は、殺されるバスの数を減らしてしまうことになり、結果的に「ブラックバス駆除」の効果が減殺してしまう。つまり条例制定が制定目的そのものに背馳することになる。
- 4) バス釣りは魚の採捕を目的とする「漁り」とは異なり、純粹に釣ることを楽しむ釣りである。したがってそれはC&RなしにはありえないわけだからC&Rを禁止することはバス釣りをも禁じることに他ならず、よって憲法の保障する個人の幸福追求権を否定することになる。またC&Rは「釣りは楽しむが殺生はしたくない」という思想的信条・宗教的信念に基づいて行われており、これを禁止することは思想・信条の自由を侵すことになる。

(3) 秋月氏による反批判

清水氏らによるこういった批判に対して秋月氏の側は必ずしも逐条的な反批判を行っているわけではないが、実質的な反論にあたる部分は著作の各所に散見される。

まず1)についてであるが、いわゆる「バス害魚論」に立つものではないことが、著作のいくつかの個所で主張されている。例えば、

私から見ると、バスは害魚でも益魚でもない、特殊な犯罪被害者である。…（中略）… 来たくて来たわけではない国に連れてこられ、くり返しくり返し釣針にかけられ傷つけられ、リリースされてはまた釣り上げられる。漁師に捕獲されれば殺処分にあう。本能のままに子をなせば、駆除されてしまう。ブラックバスは、日本では本当にかわいそうな魚だと思う。

…（中略）…ブラックバス自体が害魚なのではない。この国では、ある一つの業界に属する一部の人間たちが、ブラックバスを害魚に仕立てあげているのだ。そして、在来の魚を食べてしまう「害魚」バスは、実はそうした人間の行為が生み出した、かわいそうな被害者なのである。（著作1、187頁）

つぎに2)についてであるが、秋月氏らの側はバスとともに不要な公共事業をも問題にする立場を

とっているのにバス釣り擁護派側は「バスも問題」だとは決して言わない（著作2、203-204頁）ことや、バス問題を棚に上げて乱開発や水質汚濁等の環境破壊をもちだして行政やゼネコンを攻撃するのは都合の悪いことから人の目をそらすゴマカシであること（著作1、156頁）、さらにブラックバスによる在来種の捕食とそれに伴う生態系の変化については十分なデータが蓄積されつつあり、もはや科学的検証の有無を問う段階ではない⁽¹²⁾こと（著作2、74-75頁）が主張される。さらに3)については、秋月氏が代表を務める「生物多様性研究会」のメーリングリストにきた「（琵琶湖でC&Rによって死亡するバスが年間八十トンというバス釣り擁護派の研究者の説があるが）実質的に八十トンも釣り殺しているリリース制度とはいったい何を目的とした自主ルールなのでしょう」（著作2、208頁）なる投書を引用することで実質的な反批判を行っている。

4)についてはどうであろうか。秋月氏は先述のようにC&Rが基本的にバス釣り業界にとっての現実的な資源保護の手段であったと指摘しているのであるが、そもそもC&Rが自然に優しい行為と言えるかどうかについても疑問を呈する。⁽¹³⁾

殺さないかもしれないが、バスは鉤にひっかけられ、釣り上げられる。人間にはわからないが、ダメージを受けないはずがない。それも、くり返し釣り上げられ、くり返し傷を受けるのである。彼らは動くものがあれば反射的に襲い、口に食わえて⁽¹⁴⁾みないではいられない。…（中略）…

また、鉤を深く飲み込んだ場合や、口などが激しく傷つけられた場合には、たとえリリースされても、その魚は死ぬしかない。トーナメント会場や、バス釣り人で込み合う湖などに入ってみると、水際には死んだバスがいたるところに白い腹を見せて浮いている。（著作1、172頁）

釣りとは本質的に生き物を殺す行為である。そして、バス釣り以前の日本の釣りには、釣りが生き物を殺す行為であることの自覚と、それに伴う謙虚さがあつた（もちろん、なかには傲慢な釣りや釣り師も少なくなかったが）。子どもたちは釣りを通して、人間とはほかの生き物を殺して生きている存在だということを学んだ。その意味では、「生と死」についての絶好の教育であつた。

ところが、バス釣りは生き物を毎回傷つけながら、「私は生き物を殺したりしない」と胸を張ることができる。それどころか、「私は自然に優しいことをしている」と感動できる。…（中略）…「釣った魚は食べて供養する」という、日本の釣りの古い考え方を、もういちど見直してもいいのではないかと思う。（著作1、179-180頁）

このように秋月氏はC&Rの、いわば思想的な内実について非常に鋭く切り込むのであるが、これと対照的なのは「リリース禁止は人権への侵害」なる議論への対応である。先に述べたように秋月氏は「リリース禁止はバサーに圧力をかけ、バス釣りをやめさせること」が狙いであることを公言し、いわば確信犯的な立場をとっているわけであるから、この問題は清水氏らとの間に一大争点を構成するはずである。しかし秋月氏は清水氏の著書についてわざわざ自著の一節を割いた（「バスのリリースを基本的人権と主張する清水國明氏」、著作2、212-217頁）にもかかわらず、そこにおいては直接の反論はなされていないのである。かくして清水氏らの「リリース禁止は人権侵害」論に対する秋月氏の考えが直接記述されていない以上、この問題に関する秋月氏の真意を理解するためには、改めてその所説の全体を読み解くことが求められることになる。

3 「リリース禁止」をめぐる論理と倫理

(1) バス釣りのシステムの把握

先に「釣り」なる行為を構成する三つの基本的契機に沿って秋月氏の主張を通覧してきたが、そこで気づかされるのは、氏が事態を事実上一つのシステムとして把握し、それに基づいた批判を展開していることである。バス釣りについての氏のシステムの把握を自覚的に再構成するならば、それは以下の如く展開されるであろう。

1) バスの遍在——システム全体の物質的基礎

著書のなかで繰り返し説かれているように、外来魚たるバスの遍在という事態がなければバスを対象とする釣りがブームとなることも、それを目当てとする業界が成長することも（ついでに言えばバスによって在来生態系が破壊されることも）なかったはずである。したがって、この「バスの遍在」こそがシステム全体の物質的基礎をなすものである。

2) 密放流——システム全体の性格を規定する刻印的契機

「システムとしてのバス釣り」の基礎をなす「バスの遍在」をもたらしたのは密放流なる行為である。そしてその行為が公共性を蹂躪する「犯罪」あるいは「犯罪的行為」であることは当然にシステム全体の性格を規定するはずであり、したがって秋月氏にあってはバス釣りは、いわば「悪しきシステム」⁽¹⁴⁾として把握されることになるのである。

3) バス釣り業界——システム全体を主導する能動的契機

そもそも外来魚であるバスを全国の河川湖沼に密放流することによってバス釣りの基盤を築いたのは「業界かその周辺に属する何者か」である。またバスの急激な拡散に歩調を合わせ、バスプロ組織の立ち上げやトーナメント開催等を通じてバス釣りブームをあおったのも業界であり、バス釣りに関連する物品や情報・サービスの提供によって急成長を遂げたのも業界である。さらに（著作2の第二章および第三章で具体的に述べられているが）バス釣り業界は釣り関連団体や自然保護運動、さらには政界関係者にまで手を伸ばしてバス駆除を求める世論と運動の高まりに対抗している。かくして秋月氏においてはバス釣り業界はシステムの受益者としてその成立と維持に深く関与する存在、換言すればシステムを主導する能動的契機として位置付けられるのである。

4) バサー——システムの担い手

ならばバス釣りを趣味として楽しむ一般の人々はこのシステムのなかでいかなる位置を占めることになるのか。秋月氏の叙述にしたがえば、それは以下のように整理されよう。

- ① 対象魚たるバスの「釣り味」を楽しむことで、密放流によるバスの遍在から受益している。
- ② 「道具」を購入し消費することで、バス釣り業界の蓄積基盤となっている。
- ③ C&R を実行することでシステムの物質的基礎としての「バスの遍在」の維持に貢献している。
- ④ 一部のバサーは自ら密放流を行うことでシステムの物質的基礎の拡大に奉仕している。

こうして見ると秋月氏の理解においては、(①→④の順で) 程度の差こそあれ一般のバサーもまたシステムの担い手であり、その存立にとって不可欠の契機となっていると理解されることになる。

5) システムの運動の具体的指標

上記の諸契機によって構成されるシステムは、「儲けたい」というバス釣り業界の蓄積欲求と「釣りたい」と願うバサーたちの欲求によって駆動されるわけであるが、その運動は定量的には以下の指標において把握されるはずである。

- ① バス関連商品・サービスの売上高
- ② バス釣り人口
- ③ バス分布域（＝密放流された地域）の拡大速度

秋月氏によれば、①および②については急速な減少が見られる（秋月 2、95-96 頁）一方、③については東北および北海道方面においてバスの発見例が急増している（秋月 2、30-37 頁）⁽⁴⁵⁾とのことであり、活発化するバス釣り批判・バス駆除の動きと、「システムとしてのバス釣り」との激しいせめぎ合いがこのような形で現れているものと理解されよう。

（2）加担者としてのバサー

バス釣りが一つのシステムであり、バサーがそこでの不可欠の契機をなすものであるならば、公共性を蹂躪する密放流によって発生した「魚を使った大規模な環境破壊」に荷担した責任を、システムの担い手たるバサーたちが問われずに済むことはありえない。

それでもなお、バス釣り人のなかにはこのように反論する人が少なくない。

「違法な密放流はいけませんよ。でも、密放流するような人と、そこにいるバスをただ釣っているだけのわれわれを、一緒にしてほしくない」

一見、正論のように見える。しかし、私は最近、釣り人のこの言葉にこそ、バス問題をここまで深刻にした最大の欺瞞が隠されていると考えるようになった。…（中略）…前記の反論は、バス釣りおよびバス釣り業界の成り立ちを見て見ぬふりして、自分たちは「なぜか増えているバスの湖」をただ利用しているだけだと、自己正当化しているにすぎない。

しかし、たとえ「ただ利用しているだけ」だとしても、「バス湖」が密放流という犯罪によって作られていることを考えれば、「われわれは密放流とは無関係」と主張することはできないと思う。犯罪によって育成された土壌に成り立つ遊びや商行為が、法治国家である日本で、許されているはずがないのだから。（著作 1、120-121 頁）

すなわち、バサーたちが行うバス釣りというものは「たまたまそこにいるバスが釣れた」（例えば鮎釣りに来たのにバスが釣れてしまった）というようなことではなく、何者かによってそこに密放流されたことが明白なバスを最初からターゲットとし、密放流のお蔭で儲けた業界に金を払って購入した「道具」を用いて攻略し、釣れたバスをリリースすることで密放流が生み出した状況（＝「そこに生息すべきでない魚が生息する」）を温存するという行為である。したがって、たとえ直接密放流に関与しなかったとしても、ルアーを使い C&R を行うバサーであること自体が「魚を使った大規模な環境破壊」への荷担だということになる。

このような見地に立脚するならば、バサーが上述のようなバス釣りを通じて幸福を追求することや釣ったバスをリリースすることでその信念を満足させること自体が、そもそも公共性を蹂躪し環境を破壊する「犯罪的行為」への荷担に他ならないわけだから、清水氏らの主張する「リリースする権利の保障」などナンセンスの極みだということになるわけである。

（3）反論は成立しているのか？

こういった論理を背景に持つ秋月氏の議論に対してバス釣り擁護派の人々が激しく反発するのは当然であり、例えば清水氏も『ブラックバスがメダカを食う』なる書名を具体的に出しながら強い非難の言葉を投げかけている（『釣戦記』18-19 頁）。環境破壊への加担者あつかいされたわけで

あるから、これらの人々が秋月氏に対して怒りの感情を持つこと自体はよく理解できるが、しかしよく対抗しうる論理の構築をなしているか否かの評価はまた別である。ここでは議論の根幹にかかわるテーマに限定した上で、秋月氏に対するバス釣り擁護派の反論が成功しているかどうかの検討を行いたい。

1) バスの遍在と密放流

これまで見てきた秋月氏の所説の根本にあるのは、「バスの遍在は密放流の所産である」という認識であり、したがってここが否定されてしまえば氏の議論の土台が崩壊してしまうことは明白である。このレベルでの批判の試みとして、例えば青柳純氏による以下のような議論を挙げることができる。

秋月は、当初は釣り人による自らの釣りを目的とした放流だったものが…(中略)…その後のオオクチバス拡散の主原因を、釣り場増加を目的とした関連業者の無秩序放流(「密放流」のニュートラルな表現か——引用者)に求めるのだが、その根拠は噂のレベルのものしか示されておらず、かなり薄弱なものである。

無秩序放流という行為の性格上、記録に残されることがほとんどありえないということは考慮すべきであるが、仮に無秩序放流が大規模かつ恒常的に行われていたのであれば、具体的な証言があつたりしてもよさそうなものである。…(中略)…秋月ですら、結局は推測しているに過ぎないのである。

無秩序放流がそれほど大規模でなかったとするならば、その程度で全国的なオオクチバスの拡散にどの程度寄与するのかという疑問がわいてくる。そこで注目しておかねばならないのが混入拡散や流出である。…(中略)…ただし、無秩序流出と同様にこれもまた性質上具体的な記録はほとんどなく、どの程度寄与したか定かではない。

結局のところ釣り目的の無秩序放流があつたことはまちがいないが、その規模や効果には疑問点もあり、混入や流出による拡散があつたことも確実だが、どの要因がどの程度影響したかは不明瞭であると考えるのが、オオクチバスの全国的拡散についての正しい理解であると言える。⁽¹⁶⁾

混入による拡散とは、アユなどの魚を放流する際、それに混じって在来魚も放流してしまうことである。外来魚の混入があつたことを直接に示す記録は見当たらないが、琵琶湖産アユの放流に混入したと見られる琵琶湖固有種の魚種(琵琶湖にだけ生息する魚種)の拡散から推測することができる。…(中略)…

ここで注意する必要があるのは、琵琶湖固有種は琵琶湖にしか生息しないがゆえに、拡散したことがこのように明確にわかり、拡散のルートも絞り込めるということである。琵琶湖固有種のみが混入するということは考えにくく、琵琶湖に生息する他の魚種も当然混入して拡散したと推測される。⁽¹⁷⁾

まず「無秩序放流に関してはハッキリした証言がなく噂ばかりで、大規模かつ恒常的に行われたかどうかは不確かだ」なる議論についてであるが、秋月氏の著書を見る限りでもかなりハッキリした証言が引用されている。またバス釣り容認の立場に立つ若林務氏も、神奈川県内の湖を拠点に70年代後半から始まった関東各地へのバスの放流が、当時のルアークラブのメンバーによるものであつたのは間違いないとしている。また1972年にアメリカ・ペンシルバニア州から芦ノ湖へバスの稚魚が空輸され、その一部が兵庫県東条湖や愛媛県の石手川ダムに移殖放流されたとし、「一連のこの移殖事実は、当時はもとより、今でもほとんどの人が知りませんし、マル秘とされていたことです。」とまで証言しており、「大規模かつ恒常的に放流が行われていた」ことを示唆している。⁽¹⁸⁾

また「琵琶湖産アユに混入し拡散した面も大きい」なる議論についてであるが、これについても二つの問題を指摘せざるをえない。第一に、この見方にたつならば、およそアユの遡上が期待すべくもなく、したがってまた放流事業がなされたとは考えられない山上湖やダム湖、さらには中小河川や野池溜池の類にまでバスが広がっている現実を全く説明できない。逆に言えば、このことは拡散の主因が「無秩序放流」であることの有力な状況証拠と見なせるであろう。

第二に、もし「琵琶湖産アユにともなう拡散」がバスの遍在の原因であったとしても、琵琶湖にバスが放流されることがなければそもそも発生しえない事態である⁽¹⁹⁾。行政なり漁協なりが琵琶湖へのバスの放流を認めたという事実がない以上、「湖産アユにともなう拡散」もまた「無秩序放流」の所産だということになる。⁽²⁰⁾

これらの点からみても青柳氏の議論は基本的に支持し難いものだと断ぜざるをえない。

2) 密放流の道義的問題性

ブラックバスの全国的な拡散が密放流（あるいは「無秩序放流」）によるところが大きいとするならば、そのような行為は法的道義的にいかなる評価を受けるべきかが問題となる。ここで清水氏の著書のなかで紹介され「リリ禁ネット 2002年の総括としてまとめた」との評価を受けている「ブラックバス問題考察」（以下「考察」と略称）なる興味深い文章の一節を見てみよう。

現在バスが全国に拡散した理由として「釣り業界」「釣り団体」「釣り人」によるものだ、とのメディア報道がしつこいぐらいになされていますが、これも片手落ちというものです。確かに、過去、釣り人などによる放流はあったでしょう。しかし、それらの多くは、「ゲリラ放流」「密放流」「闇放流」といった後ろ暗い表現をなされるようないわれのない、法に則ったものでした。

2000年を前後して、外来魚問題に対する問題意識の高まり（あるいはメディアにおけるバス害魚報道の加熱）とともに、各県の内水面漁業調整規則が相次いで改正され、「外来魚の移植禁止」やこれに関する罰則などが盛り込まれましたが、1992年に水産庁が「外来魚の移植の禁止と罰則規定」に関する通達を出す以前には、滋賀県など移植の許可制の規則があったわずかな県以外においては規制など存在しませんでしたし、それについてもほとんど周知されていない規則にすぎませんでした。…（中略）…

1992年以後の釣り人による放流こそゲリラ放流の名に相当する行為ですが、こうした行為は、ごくごく一部のアウトサイダーの手による、ほとんどすべてのバサーにとって預かり知らぬことだと断言できます。ちなみに、摘発された例は富山県におけるケース1件のみです。

…（中略）…たしかに、こういうごくごく一部のアウトロー・バサーがいたこと、いることには、バサーの一人として忸怩たる思いを覚えます。…（中略）…こういう人たちこそ啓蒙するなり排除するなりしてなくしてしまいたい存在です。（『釣戦記』、179-180頁）

何よりもまず指摘しなければならないのは、「考察」において問題とされているのは一貫して密放流の触法性のみであって、その道義的な評価については全く触れられていないことである。要するに1992年以前の密放流はそれを禁止する法がなかったのだから全く適法的であり何ら問題ないという、つまるところは「法に違反しなければ何をやってもよい」なる主張が開陳されているのである⁽²¹⁾。しかし秋月氏が問うているのは、触法性もさることながら何よりも密放流がもつ道義的な問題性なのであって、「考察」の筆者は秋月氏の立場を声高に攻撃しながら実は核心部での対決を回避し

ているものと評価せざるをえない。

逆にこのことから見えてくるのは、「考察」の筆者らバス釣り擁護派も内心では密放流の道義的問題性を認めざるを得ないのではないかということである⁽²²⁾。というのは、もし密放流なり無秩序放流に道義的問題性がないと確信しているのであれば、「バスを好きに放流して何が悪い」なる主張が積極的に展開されてしかるべきなのであるが、そのような主張は「考察」のなかには登場しない。したがって密放流の評価に関してはあくまで具体的な法制度との関連についてのみに議論を限定し、「公共性の蹂躪」といった道義性に関わる論争を取って避けるという手法がとられているものと考えられるのである。

3) バサーの有責性

「釣り人の権利擁護」を掲げる清水氏らの立場からすれば、秋月氏の主張のうちバサーの有責性を問う命題との闘争こそ最も核心的な理論的課題となるはずである。しかし清水氏の著書のなかでは比較的まとまった議論を展開している上述「考察」の筆者も、秋月氏に対して

また、駆除派の中には、「バス釣りは犯罪である」というキャッチフレーズを引っさげてバス問題を斬ってみせる論客もいますが、「バス釣りは犯罪である」などというフレーズは、言葉のあらゆる意味において間違い—はっきりと言えば大ばら—であり、極めて煽情的な暴言です。これは、バサーのイメージをおとしめる度外れの中傷であると同時に、バサーに対する無思慮の侮辱でもあります。こうしたキャッチフレーズをもってバス駆除をあおり立てる本を出版する論客が、駆除派の中心部あたりにいるということは、もっと知られていいことです。この論客は、著書第2弾も出版するそうです。（『釣戦記』、174頁）

と口を極めて罵倒しているが、少なくともこの「考察」なる文章のなかでは、秋月氏の議論のどこがどう間違いなのか、明確な説明は登場しない。

むしろ、兎にも角にも論理らしきものを構築してこの問題に対応しようとしているのは、自らバサーであることを公言している糸井重里氏である。自らのバス釣りを語った著書において、氏は次のように述べている。

金銭をめぐる犯罪があったからといって、「みんなこいつが悪いんだ。金こそ悪魔だ」と思って、自分の金を捨てるか。私は捨てない。どこかで、強姦事件が起こったからといって、みんながSEXをやめるか。私はやめない。

バスを、法律を犯して湖に放流した「犯人」がいたことと、バス釣りを楽しみにしている私たちがいることとは、同じレベルでごちゃごちゃに語られるべきことではないのだ。⁽²³⁾

一瞥しただけで「何かおかしい」との感じを抱かせる立論ではあるのだが、もう少し分析的に見てみることにしよう。氏の議論においては「金銭の使用」—「金銭をめぐる犯罪」、および「性行為」—「強姦」なる例が登場するが、両者に共通するのは「一般的な事態」と「その犯罪的形態」すなわち「一般」—「特殊」の関係である。要するに氏は「ある物事の特異な形態がケシカランからといって、物事それ自体まで否定されるのはおかしい」と主張しているのであって、その論理そのものは至極まっとうであると言えるだろう。⁽²⁴⁾

しかし残念ながら秋月氏の議論はそのような構図をとっているわけではない。氏の主張の根本に

あるのは「バス釣り業界およびその商品の享受者たるバサーは、密放流なる犯罪的行為を基礎としている」なる命題であるが、ここでは事態が「物事の存立の基礎」—「物事」なる関係において把握されているのである。したがって、糸井氏が先のような例を適用しようとするならば、それは「金銭をめぐる犯罪」—「それを基礎とした商売（例えば故売行為）からの受益」、あるいは「犯罪的な性行為」—「それを基礎とした商売（例えば児童ポルノの売買）からの受益」といった図式において理解されねばならない。したがって「密放流は問題だけど、バサーがバス釣りを楽しむのは問題ない」なる主張を糸井氏の例を用いて論理的に敷衍するならば、「窃盗はケシカランけど故売屋から物を購入してそれを消費するのは別にかまわない」、「未成年との性行為は問題だけど、それを撮影した児童ポルノを購入し鑑賞するのは問題ない」なる主張と等価になってしまう。したがってこういった例を提出した以上、糸井氏は上記の二つの命題を承認するか、さもなければ「密放流は犯罪ではない」ことを論証しなければならぬ破目に陥ることになる。

私見を述べるならば、糸井氏がこの二つの命題を承認するとは思えないし、またその著書を通覧してみても、密放流の道義的問題性をめぐる問題に正面から答えられるようにも考えられない。したがって糸井氏は錯誤した議論を取って開陳し韜晦することで突破を図ったものと思われるのである。

以上三つのテーマにわたって検討してきたが、リリース禁止に反対する側の議論については、秋月氏の主張によく対応しうる論理を構築しているものは、管見の限り見当たらないというのが、本章における私の結論である。

おわりに

行論の過程でおのずと明らかになっているものと思われるが、私もまた釣りをたしなむ人間である。したがって、バスやブルーギルを駆除することの必要性や生物多様性を守ることの重要性については理解できても、「リリースの法的な禁止」なる発想には率直にいつてかなりの違和感があった。資源や希少種の保護という観点からのリリースの奨励でなければ「釣れた魚をどうしようと釣った者の勝手」なる観念が、私のうちにも牢固として存在しているからである。

しかし、秋月氏によって展開されたバス釣りの分析とそれに基づくリリース禁止論は、その鋭さと深さにおいて「リリース反対」を唱える議論をはるかに凌いでいるというのが、私の偽らざる実感である。バス釣り擁護派の側は「バス釣りなるものの背後にある総体を直視せよ」という秋月氏による問いかけを根本的なところで回避し、結局は問題を「私という個人がバスなる魚を釣ること」というミクロかつ個別的な行為のレベルに—おそらくは意図的に—限定したうえで、そこにおける自らの「自由」や「権利」について主張することに終始しているように、私の目には映ってしまう。そういうことではいかに声高に主張を繰り返そうとも、残念ながら自らの議論に説得力を持たせることは不可能であろう。

環境保護が声高に叫ばれるなか、人々は自然に対する関心をますます高めつつある。そのことはまた自然のなかでの活動を通じて癒しを得ようとする要求をも強めているのだが、かかるアウトドア指向は一方では環境への負荷を増大させることで、新たな環境問題を惹起している。そういった状況に鑑みると、秋月氏の投げかけた問いは単に釣りという狭い趣味の世界を越えて、人間と自

然との関係のあり方にかかわる普遍的な意義をその内に含んでおり、したがって環境思想・環境倫理を論ずる上で見過ごせない問題提起となっているように、私には思われるのである。

注

- (1) 三重県水産研究部鈴鹿水産研究室および国土交通省・環境省の調査によれば、2000年時点において県下39河川のうちの19河川、132ヶ所の溜池と18のダム湖でブラックバスの存在が、14河川および溜池63ヶ所、ダム湖12ヶ所においてブルーギルの存在が確認された。この結果県内に生息するカワバタモロコ・イチモンジタナゴ・アジメドジョウ・ウシモツゴといった在来の淡水魚の絶滅が懸念されるという。(2004年2月11日付『朝日新聞』三重版)
- (2) 『ブラックバスがメダカを食う』の出版後、秋月氏のもとに「あなたのようなニセ自然愛好者がバス撲滅を訴え続けるかぎり、私はこれからも大量にバスを放流しつづけるだろう」「さもないとあなたの目玉で美しい自然が二度と見れなくなるぞ」などと書かれた書状が届いたとのことであり、その全文は<http://forum.nifty.com/ffish/bass/akizuki.htm>に掲載されている。
- (3) 日本の淡水生態系におけるブラックバスの異質性について、琵琶湖博物館の中井克樹氏は以下のような興味深い見解を述べている。

日本在来の淡水魚の多くは進化的起源を東アジアにたどる。そしてカムルチー（大正末期に朝鮮半島より移入された魚食性の外来魚で、いわゆるライギョの一種——引用者）は日本には生息していないが、同じく東アジアの大陸部に分布する魚である。即ち、日本に分布する在来淡水魚の多くの系統とカムルチーの系統とは、進化的に共存した歴史をもっている。こうした歴史的背景のなかで、「食う—食われる」の関係においても、餌生物を過度に効率的に捕食する種や、食われることにあまりに無防備な種は進化的に選択されにくく、大きな行き過ぎが生じないような仕組みが歴史の試練を経ながら創り上げられてきたと推測される。

それに対して、ブラックバスやブルーギルの属するサンフィッシュ科は、北アメリカ大陸で独自に進化を遂げたグループであり、日本の在来魚と共存した歴史を全くもたない。サンフィッシュ科魚類の影響が過度に侵害的になるのは、在来魚にとって想定外の捕食者であることが要因である可能性は高い。（日本魚類学会自然保護委員会編、『川と湖沼の侵略者 ブラックバス——その生物学と生態系への影響——』、恒星社厚生閣、2002年、139頁）

- (4) 秋月氏は著作2において密放流への評価を「犯罪」から「犯罪的行為」に改めているが、その理由として述べられていることも私の認識を裏付けているように思われる。

事実、「規制以前の密放流でビビる必要はない」と公言する関係者も出てきている。しかし、「犯罪」とは法律によって定められるものであり、法律とは国の体制が変われば簡単に引っ繰り返ってしまうようなものである。生態系という、そこに生きる人すべての生活基盤を壊滅するような魚の密放流は、いわば一国家の法律における「犯罪」とは罪深さのケタが違うと私は考える。本来、法に規定されている・いないに左右されるようなものではなからうと思うのだ。

だが、残念なことに、そうした罪深い行為を表現する言葉が見当たらない。それなら、「犯罪」というむしろ小さな枠に入るかどうかという実らない議論を避けたいと考えたしだ。 (著作2、21頁)

- (5)むしろバス釣りブームによってルアー釣りが一般化した結果、たとえばメバルやアイナメ・カサゴといった根魚類など、従来エサ釣りの対象とされていた魚をあえてルアーで狙うスタイルが広がっている。その典型はスズキであって、ルアー釣りの対象魚としてはいまや「シーバス」(海のバス)と呼ばれるのが通例となっており、後述するようなバス釣り風のC&Rやバス釣り独特の用語の使用も、TV等で見る限り盛んに行われているようである。また淡水魚についても、従来からの対象であった溪流魚やナマズ・ライギョに加えて、コイやニゴイをもルアー釣りの対象にする動きが広がっているようである。
- (6)もちろん物体としての道具そのものを問題にする視点もあるわけで、秋月氏もバス釣り場にゴミとして残されるプラスチックルアー(いわゆるワーム)による環境汚染の問題についてとりあげているが(秋月1、235-236頁、および秋月2、87頁)、同様のことが植村誠氏(『ぼくがバス釣りをやめた理由』、大月書店、2003年、157-158頁)や竹内健氏(森誠一監修・編、『環境保全学の理論と実践II』、信山社サイテック、2002年、124頁)によっても指摘されている。
- (7)ここで私見を述べるならば、問題解決のために必要な課題の一つとして、バス釣り業界へ過去の密放流に関する詳細な情報の提供を要求すべきだと思われる。業界関係者個別の密放流への関与については、秋月氏も引用するように当人たちの口から語られている(著作1、128-135頁)が、業界ぐるみの組織的行為があったかどうかは確たる証拠もなく不明である。しかし企業たるもの事業に関するリサーチを行わないはずがないし、しかも秋月氏も指摘しているようにそもそも密放流なくして急成長しえなかった業界であるわけだから、組織的関与がなかったとしてもバス釣り業界が密放流に関する情報を保有していないとは考えられない。密放流が法的道義的に問題のある環境破壊行為であり、しかもそれによって儲けたという事実がある以上、バス釣り業界は関連する情報を公開する社会的責任があるとの主張が可能なのではないだろうか。
- (8)「独特のスタイル」は言説のレベルにおいても存在する。例えば指南書等を読んでも文中に英語由来のカタカナ言葉が実に頻繁に出現することが見てとれる。ルアーのようにそもそも英語圏から入ってきた道具類をそのように呼ぶのは自然なことだが、例えば水草→「ウィード」、(橋などの)建造物→「ストラクチャー」、(バスのエサとなるような)小魚→「ベイトフィッシュ」、(水中への)立ちこみ→「ウェーディング」、護岸の石組→「リップラップ」、浅場→「シャロー」等については、もともと日本語に対応する単語がある以上、わざわざ英語から借用する実際的な必要性があるとは考えられない。
- こういったタームはバス釣り雑誌や書籍・TV等によって普及したのであろうが、他の釣り人とは異なる言葉を敢えて使うことによってバサーたちがそのアイデンティティを一層強化し、結果としてシステムが「文化的に」安定度を増したと解釈することも可能である。C&Rについてもマナーとして徹底されることによってバサー共通のエートスとなり、上記の外来語と同様の機能を果たしたと考えることもできよう。
- (9)本稿執筆にあたっては何冊かのバス釣り入門書・指南書の類を参照したが、「バスのエサ釣り」や「バスの調理法」について記載があったのは、週刊釣りサンデー編集部・編『超バスのすべて』(週刊釣りサンデー、1999年)ただ一冊であった。このことはバスをできるだけ従来の日本の釣りの延長において捉えようとする姿勢をうかがわせるものであり、同社の思想の反映であるように思われるが、それでもバスのエサ釣りに関する記述の分量は162頁のうちわずか2頁に過ぎない。こういったことも「バスはルアーで釣るもの」という通念の強固さを反映していると考えべきであろう。
- (10)若林務氏は、「東京ロッド&ガンクラブ」なる団体が1976年に作成した「方法論的には県の水産試験場レベルに達していたように思われる」レポートのなかに以下のような記述があることを紹介している。
- ①さすがのバスもキャッチ&リリースしなければ繁殖も期待できないし、大型の楽しめるサイズには育たない。

②雄蛇ヶ池あたりの規模では、せっかく増えたバスも、ひとたびワッと釣り人がきて釣りまくってしまうと五年ともたない。

だから、日本でバスがいたるところで釣れるようになるために、楽しいバス釣りがいつまでも続けられるように、必要以上にバスは持ち帰らないで、釣ったら必ず放すこと、つまりリリースしようじゃないか、ということでした。

(金子陽春、若林務、『ブラックバス移植史』、つり人社、1998年、205-208頁)

- (11) この種の議論に対しては、丸山隆氏が痛烈な批判を行っている。日本魚類学会自然保護委員会編、前掲書、108-109頁を参照のこと。
- (12) 清水氏はその著書のなかで、「行政の顔色をうかがってものを言っている御用学者までもが便乗して、バスは害魚、駆逐すべしと言いつつ出したものだから、権威に弱いマスコミが同調して、非常に偏ったバス害魚論がちまたにあふれてしまったのである。」(『釣戦記』、19頁)とバス駆除派の研究者を非難しているが、日本魚類学会や日本蜻蛉学会、日本鞘翅学会、さらには日本自然史系学会連合、日本生態学会といった多数の学会がバス問題の現状を危惧し、水産庁に対策を講じるよう申し入れているという事実は重く受け止められるべきだと思う。学者・研究者の権威へ屈するのを拒否することと、その発言を軽視することは全く別のことだからである。
- (13) 「リリース禁止はバス駆除効果を減殺する」なる清水氏らの主張は、皮肉にも秋月氏のこの指摘を裏打ちすることになってしまっているが、そもそも「釣りたいが殺生はしたくないからC&Rする自由を」なる議論を上記の主張と並列させること自体、一つの揶揄であると私には映ってしまう。
- (14) この「悪しきシステム」なる規定は秋月氏の議論の要諦を総括するために私が考案したものであり、秋月氏の著作にこのような言葉が登場するわけではない。
- (15) 東北・北海道においてはバス生息域の量的な拡大とならんで、質的な拡大すなわち「コクチバス」の出現が深刻な問題となっている。コクチバスとはこれまで密放流の対象となってきたオオクチバスとならぶブラックバスの一種であるが、オオクチバスに比して冷水や流水への適応能力が高いため、これまでオオクチバスでは難しいと考えられてきた渓流域での繁殖が可能であると見られ、イワナやヤマメ・アマゴといった溪流魚へ深刻なダメージを与えることが懸念されている。コクチバスが密放流されはじめた理由については、バス釣り可能圏の渓流域への拡大が期待されること、オオクチバスに比して活性が高く「釣り味」が良いことなどがあると言われている。
なお北海道の現状についてのリアルな報告としては、植村前掲書、172-190頁を参照のこと。
- (16) 青柳純、『ブラックバスがいじめられるホントの理由——環境学的視点から外来魚問題解決の糸口を探る——』、つり人社、2003年、21-22頁。
- (17) 同上、23-25頁。
- (18) 金子、若林前掲書、191-196頁。ちなみに青柳氏も本書を参考文献として挙げているのであり、どうして「具体的な証言が存在しない」などと主張できるのか理解に苦しむところである。
- (19) 琵琶湖へのバスの放流について、若林氏は以下のように述べている。

現在、日本最大のバスの湖、琵琶湖にしても、はじめてバスの生息が確認できたのは、1974年(昭和四十九年)のことだといえますから、関西にバスが運ばれた、いわゆるアメリカルート、ともう一つ、未確認ながらこれとは別に関東から大阪方面へとルアーファンが持ち出していったルートが、ちょうどほぼ同時期の1972年(昭和四十七年)ではなかったかと推測できます。(同上、194頁)

(20) 中井克樹氏はこの問題について以下のように述べている。

そのうえ、種苗放流への混入は、元をたどれば種苗生産水域への意図的放流の結果であり、種苗生産者にしてみれば未必の故意の側面があるのに対し、密放流は意図的な確信犯的といえる行為であり、道義的意味合いもまったく異なる。(日本魚類学会自然保護委員会前掲書、144頁)

(21) この「考察」の作者も認めているように、琵琶湖へのバスの密放流は滋賀県漁業調整規則(1965年制定)によって違法行為とされるわけで、「考察」の立場からすれば琵琶湖への放流者は「アウトロー」「なくしてしまいたい存在」として断罪されねばならないことになる。ではその「恩恵」を受けている琵琶湖のバサーたちはどういう評価を受けることになるのか?

(22) 先に引用した若林氏の「一連の移殖事実は…(中略)…マル秘とされていた」なる叙述を見ても、当時バスの密放流を手がけた人々においても、自らの行動が道義的な問題性——少なくとも他人には公言できない程度の——を孕むものであるという自覚が存在していたのは明らかであろう。また若林氏による以下の叙述もそのことを裏付けるように思われる。

必ず、バスが増え始めた池では、バスは恐れられ、嫌われ者、おたずね者になっていきました。

たしかに、バスの放流は、すべて無断で闇にまぎれて行ったものばかりです。ひとつとして公の立場の承認を受けたものはなかったのですから当然といえば当然でした。(金子・若林前掲書、197頁)

(23) 糸井重里、『鰥釣生活』、ネスコ、1996年、221-222頁。

(24) 糸井氏の例に従うならば「バス釣りという生態系を破壊するケンカラン釣りがある以上、そもそも釣りという行為自体をやめるべきだ」と秋月氏が主張していることになってしまうわけで、糸井氏における論理のズレがより鮮明に見えてこよう。

付記

本稿は、三重短期大学地域問題総合調査研究室(現・地域問題研究所)『地研年報』第9号(2004年3月)に掲載されたものの再録である。本稿の初出の際、ページ設定やフォントにおける混乱が校正されぬまま掲載されてしまい、著者としては大いに心残りであった。古い文章の再録を許可して下さった記念誌編集部に御礼を申し上げる。また再録にあたって、表現や語句に若干の修正をほどこした。

なお、本稿を下敷きとして、以下の2論文を刊行した。

「ブラックバス論争から学ぶべきこと」、『日本の科学者』第42巻4号、2007年3月。

「『リリース禁止』をめぐる論理と倫理——秋月岩魚のバス釣り批判を軸として」、『環境思想・教育研究』第3号、2009年12月。